三　経済産業大臣が、修了認定の基準に応じて、省令第二条第六項第二号の民間資格を取得するための試験問題と併せて総合的に判断することにより免除対象科目を習得したかどうかを判定するために適切であると認めた問題

第三条　前条第一号の規定による認定を受けようとする者は、手数料として二百四十五万円を納付しなければならない。

2　前条第二号の問題の提供を受けようとする者は、問題提供料として当該問題による試験を受けようとする者一人につき二千円を納付しなければならない。

3　前条第三号の規定による認定を受けようとする者は、手数料として問題一問につき三万円を納付しなければならない。

4　前三項に規定する手数料は、収入印紙をもって（機構が試験事務を行う場合にあっては、機構の定める方法により）納付しなければならない。

○国土交通省告示第千七十一号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第六十一条第三項において準用する同法第十条第二項の規定により、登録試験機関から役員の氏名等の変更の届出があったので、同法第六十一条第三項において準用する同法第十条第三項の規定により、公示する。

平成二十一年十月十四日　　国土交通大臣　前原　誠司

一　登録番号

国土交通大臣　6

二　登録試験機関の氏名又は名称

日本ＥＲＩ株式会社

三(1)　役員の氏名の変更

変更前	奈良　幹雄、藤川　明彦
変更後	横瀬　弘明、町田　昇

(2)　変更年月日

平成二十一年八月二十八日

四(1)　試験員の氏名の変更

変更前	—
変更後	加藤　征宏、小林　正人

(2)　変更年月日

平成二十一年九月一日

○国土交通省告示第千七十二号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第二十三条第一項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価の業務の廃止の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十一年十月十四日

国土交通大臣　前原　誠司

○経済産業省告示第三百三号

情報処理技術者試験規則（昭和四十五年通商産業省令第五十九号）第二条第六項第一号の規定に基づき、情報処理技術者試験規則第二条第六項第一号の経済産業大臣が定める基本情報技術者試験に係る履修項目の一部を改正する告示を次のように定め、平成二十二年十月一日から施行する。

平成二十一年十月十四日

経済産業大臣臨時代理
国務大臣　藤井　裕久

情報処理技術者試験規則第二条第六項第一号の経済産業大臣が定める基本情報技術者試験に係る履修項目の一部を改正する告示

情報処理技術者試験規則第二条第六項第一号の経済産業大臣が定める基本情報技術者試験に係る履修項目（平成十八年経済産業省告示第二百四十七号）の一部を次のように改正する。

「掲げる項目」の下に「（同項第二号の民間資格を取得するための試験の試験項目に応じていると認められる項目を除く。）」を加える。

1　業務を廃止した者の名称　日本建築評価協会株式会社

2　業務を廃止した者の住所　東京都中央区日本橋三丁目十三番十一号

3　業務を廃止した者の登録番号　国土交通大臣登録第三十号

4　廃止した評価の業務の範囲　評価の業務の全部

5　廃止した年月日　平成二十一年七月十五日

○国土交通省告示第千七十三号

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十一年九月二十四日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十一年十月十四日　　国土交通大臣　前原　誠司

型式承認番号	物件の名称	製造者の名称	型式変更の内容
第4893号	小型船舶用救命胴衣（膨脹式及び呼気併用式以外のもの）	ＴＶ―70型	東洋物産株式会社　覆布材料の変更

○国土交通省告示第千七十四号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十一年九月十七日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十一年十月十四日　　国土交通大臣　前原　誠司

型式承認番号	物件の名称	製造者の名称	製造者の住所
第4953号	小型船舶用救命胴衣（膨脹式及び呼気併用式以外のもの）	ＹＭ―200型	株式会社　前垣	石川県金沢市泉１丁目５番68号

○国土交通省告示第千七十五号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第四十三条の九第一項の規定に基づき、平成二十一年九月二十五日付けをもって次のように型式承認をしたので、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則（昭和四十六年運輸省令第三十八号）第三十七条の十五第二項において準用する海洋汚染防止設備及び大気汚染防止検査対象設備型式承認規則（昭和五十八年運輸省令第四十一号）第十二条の規定に基づき、公示する。

平成二十一年十月十四日　　国土交通大臣　前原　誠司

型式承認番号	物件の名称	製造者の名称	製造者の住所
第Ｐ―605号	オイルフェンス　Ｎライトタイプ	小川テント株式会社	東京都江東区福住一丁目14番７号

○国土交通省告示第千七十六号

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二の規定に基づき、次の事業場を製造認定事業場として認定したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十一年十月十四日　　国土交通大臣　前原　誠司

事業場の名称	事業場の所在地	認定に係る物件の範囲	有効期間
株式会社アイ・エイチ・アイ　マリンユナイテッド　横浜工場	神奈川県横浜市磯子区新杉田町12番地	鋼製船体	平成21年８月20日から平成26年８月19日まで